

議第 1 号

茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 2 月 26 日

茨城県議会議長 西 野 一 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野 透
	同	葉 梨 衛
	同	白 田 信 夫
	同	飯 塚 秋 男
	同	細 谷 典 幸
	同	小 川 一 成
	同	田 山 東 湖
	同	常 井 洋 治
	同	川 津 隆
	同	伊 沢 勝 徳
	同	石 井 邦 一
	同	戸井田 和 之
	同	飯 田 智 男

茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例の一部を改正する条例

茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例（平成 22 年茨城県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「口腔の健康づくりが県民の健康づくりに」を「口腔の健康が県民の心身の健康に影響を及ぼし、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を」に、「役割の重要性にかんがみ」を「ことに鑑み」に改め、「80 歳で 20 本以上の歯を保つこと及び 64 歳で 24 本以上の歯を保つことを目的とした 8020・6424 運動（以下「8020・6424 運動」という。）の下、歯と口腔の健康づくりに関する」を削り、「が豊かな生活を送ること」を「の生涯にわたる健康の保持増進、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小」に改める。

第 2 条中「健康づくりは」の次に「、80 歳で 20 本以上の歯を保つこと及び 64 歳で 24 本以上の歯を保つことを目的とした はちまるにいまる ろくよんにいよん 8020・6424 運動（以下「8020・6424 運動」という。）の下」を加え、「歯周疾患等」を「歯周病等」に、「向上」を「維持向上」に、「すべて」を「全て」に、「生涯」を「生涯」に改める。

第 5 条中「第 11 条第 7 号」を「第 11 条第 11 号」に改める。

第 11 条第 3 号から第 6 号までを次のように改める。

- (3) 生涯にわたるフッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するとともに、特に、学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施に向けた強力な推進を図ること。
- (4) 幼児期及び学齢期における歯肉炎予防対策等の実施並びに成人期（妊産婦期を含む。）及び高齢期における歯周病予防対策等の実施を推進すること。
- (5) オーラルフレイル（心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能の虚弱な状態をいう。）対策の実施を推進すること。
- (6) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくり（歯科、医科、薬科及び多職種との連携による居宅における歯と口腔の保健医療サービスに係る情報の提供及び啓発を含む。）に関すること。

第 11 条中第 8 号を第 12 号とし、第 7 号を第 11 号とし、第 6 号の次に次の 4 号を加える。

- (7) 災害時における歯と口腔の保健医療サービスの提供体制の確保に関すること。
- (8) 喫煙及び生活習慣病等が歯周病に及ぼす影響に係る情報の提供及び啓発に関すること。
- (9) スポーツ等によって生じる歯と口腔の外傷、障害等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に係る情報の提供及び啓発に関すること。
- (10) 周術期（手術の前後にわたる期間をいう。）にある者及び睡眠時無呼吸症候群、認知症その他の疾患を有する者の口腔の健康管理を適切に行うための歯科、医科、薬科及び多職種との連携による歯と口腔の保健医療サービスに係る情報の提供及び啓発に関すること。

第 13 条第 2 項中「罹患」を「罹患」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。